

北但行政事務組合電子計算機処理に係
る個人情報の保護に関する規程

〔平成11年10月1日〕
訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、北但行政事務組合(以下「組合」という。)が保有する電子計算組織(以下「電子計算組織」という。)により処理する個人情報の保護について必要な事項を定め、もって住民の基本的な人権を擁護し、住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)電子計算組織 定められた一連の処理手順に従って、自動的に事務処理を行う電子計算機及び周辺機器をいう。
- (2)個人情報 電子計算組織に記録される個人又は法人その他の団体(以下「個人」という。)に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (3)電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれに類する処理をいう。
- (4)個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、電子計算機処理を行うため、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されたものをいう。

(管理者等の責務)

第3条 管理者は、電子計算組織を利用するにあたっては、住民の基本的な人権が侵害されないよう配慮し、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

2 電子計算組織により個人情報を処理する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(電子計算機処理の範囲)

第4条 電子計算機処理をする個人情報は、組合の所掌事務及び権限の範囲内のものに限られ、かつ、事務の目的を達成するために必要な限度を超えないものでなければならない。

(記録事項の制限)

第5条 次の各号に掲げる事項は、個人情報ファイルに記録してはならない。

(1) 思想、信条、宗教及び犯罪に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、個人的秘密が侵害されるおそれがあると管理者が認める事項

(個人情報の安全管理)

第6条 管理者は、電子計算機組織の利用に係る個人情報を常に正確に維持し、管理するとともに、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盗用等を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 個人情報は、法令に定めのある場合を除くほか、組合の内部において利用し、個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、個人情報を提供することができる。ただし、個人情報を個人情報ファイルの保有目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ているとき、又は本人に提供するとき。

(2) 組合が、所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合で、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 使用料等の納付又は給与若しくは給付等の受領について、本人から口座振替による納付又は受領の申出があったとき。

(4) 住民福祉の増進その他公益のために必要であり、かつ、住民の個人的秘密を侵害するおそれがないと認められるとき。

3 管理者は、前項の規定に基づき個人情報を外部へ提供する場合において、受領者に対し提供に係る個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付するものとする。

(電子計算組織の結合禁止等)

第8条 管理者は、個人情報を処理するため、電子計算組織を国、他の地方公共団体等の電子計算組織と通信回線により結合させてはならない。ただし、組合を構成する市町(以下「構成団体」という。)及び住民福祉の増進その他公益のために必要であり、かつ、住民の個人的秘密を侵害するおそれがないと管理者が認めるものにあつては、この限りでない。

2 管理者は、構成団体との間で電子計算組織の通信回線による結合を行う場合は、構成団体の個人情報を他の構成団体に提供させてはならない。

(個人情報の開示)

第9条 管理者は、個人情報ファイルに個人情報が記録されている者から、自己に関する個人情報について開示の申出があった場合は、記録内容を本人に開示しなければならない。

らない。

(個人情報の修正)

第10条 管理者は、個人情報ファイルに個人情報が記録されている者から、自己に関する個人情報について、訂正の申出であった場合は、その内容を調査し、誤りがあると認めるときは、速やかにこれを訂正しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。